【規程番号　神女院Ｖ－001】

神戸女子大学大学院研究生規程

第１条　この規程は、神戸女子大学大学院学則第36条に基づき、研究生に関する必要な事項を定める。ただし、外国人大学院研究生については別に定める。

第２条　研究生は、部局長等会議の意見を聴き学長が許可する。ただし、学長は、許可に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

第３条　研究生の許可の時期は特に定めず、出願に応じて審議する。

第４条　研究生を志願できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 修士の学位を有する者、又はこれと同等以上の学力を有する者で、特定の事項に関して指導を受け研究しようとする者。

(2) 特定の事由を有する者で、研究科長が承認する者。

第５条　研究生志願者は、次の書類を提出しなければならない。

(1) 研究生願書

(2) 履歴書

(3) 最終学校の卒業又は修了証明書及び成績証明書

(4) 写真１枚（3か月以内に写したもの）

第６条　研究生の研究期間は特に定めないが、１年を超えてさらに研究を継続する必要があるときは、研究期間の延長を願い出ることができる。

２　前項の願い出を行う者は、第５条に定める書類のうち、第１号及び第４号の書類を提出しなければならない。

３　第１項の願い出があったときは、部局長等会議の意見を聴き学長が研究期間の延長を許可する。ただし、学長は、許可に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

第７条　研究生が研究を中止しようとするときは、その理由を付し、指導教員、研究科長を経て、学長に願い出なければならない。

第８条　研究生を許可された者の授業料は半期、家政学研究科 35,000 円、文学研究科 30,000 円、健康栄養学研究科 35,000 円、看護学研究科 40,000 円、心理学研究科 35,000 円とし、所定の期日までに納付しなければならない。なお、実験・実習などに要する費用は別に徴収することがある。

第９条　研究報告書を提出した者には、願い出により研究証明書を交付する。

第10条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、平成３年４月１日より施行する。

附　則

この規程は、平成 14 年４月１日より施行する。

附　則

この規程は、平成 16 年４月１日より施行する。

附　則

この規程は、平成 18 年 12 月 21 日より施行する。

附　則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。